

下関市立大学教職課程履修規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 6 0 号

改正 平成20年2月29日規程第8号
 平成21年2月26日規程第6号
 平成21年7月21日規程第29号
 平成22年7月22日規程第12号
 平成22年9月15日規程第14号
 平成22年12月21日規程第36号
 平成26年3月7日規程第1号
 平成26年5月21日規程第12号
 平成27年2月20日規程第5号
 平成28年1月25日規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、下関市立大学学則（平成19年規則第1号）第41条及び下関市立大学大学院学則（平成19年規則第2号）第26条の規定に基づき、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得するために必要な事項を定めるものとする。

(免許状の種類)

第2条 本学において、取得できる免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	学科・専攻	免許状の種類及び教科
経済学部	経済学科	中学校教諭 一種免許状 社会 高等学校教諭 一種免許状 地理歴史 高等学校教諭 一種免許状 公民
	国際商学科	高等学校教諭 一種免許状 商業
	公共マネジメント学科	中学校教諭 一種免許状 社会 高等学校教諭 一種免許状 公民
経済学研究科	経済・経営専攻	中学校教諭 専修免許状 社会 高等学校教諭 専修免許状 公民

(必要単位数)

第3条 免許状を取得しようとする者は、免許状の種類に応じて、次の表に定める基礎資格をそなえ、かつ、最低修得単位数を修得しなければならない。

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭 一種免許状	学士の学位を 有すること	20	33	8
中学校教諭 専修免許状	修士の学位を 有すること	44	33	8
高等学校教諭 一種免許状	学士の学位を 有すること	20	25	16

高等学校教諭 専修免許状	修士の学位を 有すること	44	25	16
-----------------	-----------------	----	----	----

(履修科目)

第4条 免許状を取得するためには、免許状の種類に応じて、別表に掲げる科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(教育実習の履修条件)

第5条 教育実習Ⅰを履修する者は、履修する前年度までに、次の各号に掲げる単位を修得していなければならない。

(1) 下関市立大学学則別表第1から別表第7までに掲げる必修科目及び選択科目を100単位以上

(2) 別表Ⅰ 教科に関する科目のうち20単位以上

(3) 別表Ⅱ 教職に関する科目のうち、教職論、教育原理、教育心理学、特別活動、教育方法論及び生徒指導の単位

(4) 取得しようとする次のアからエまでに掲げる免許状の種類及び教科に応じて当該アからエまでに定める科目

ア 中学校教諭 一種免許状 社会 別表Ⅱ 教職に関する科目のうち社会科・公民科教育法Ⅰ、社会科・公民科教育法Ⅱ、社会科・地理歴史科教育法Ⅰ及び社会科・地理歴史科教育法Ⅱの単位

イ 高等学校教諭 一種免許状 地理歴史 別表Ⅱ 教職に関する科目のうち社会科・地理歴史科教育法Ⅰ及び社会科・地理歴史科教育法Ⅱの単位

ウ 高等学校教諭 一種免許状 公民 別表Ⅱ 教職に関する科目のうち社会科・公民科教育法Ⅰ及び社会科・公民科教育法Ⅱの単位

エ 高等学校教諭 一種免許状 商業 別表Ⅱ 教職に関する科目のうち商業科教育法Ⅰ及び商業科教育法Ⅱの単位

(5) 別表Ⅳ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目のうち、本学において修得すべき最低単位数

2 教育実習Ⅱを履修する者は、教育実習Ⅰと同一学期に履修しなければならない。

また、教育実習Ⅱを履修する前年度までに別表Ⅱ 教職に関する科目のうち道德教育の単位を修得していなければならない。

(大学院生の学部科目履修)

第6条 学長は、大学院の学生が学部が開講する教職課程の授業科目を履修することを望む場合は、毎年10科目以内でこれを許可することができる。

(他規定の適用)

第7条 免許状を取得するために必要な科目の履修等については、この規程に定めるもののほかは下関市立大学履修規程（平成19年規程第57号）及び下関市立大学

大学院経済学研究科履修規程（平成19年規程第58号）を適用する。

（その他）

第8条 教職課程の履修について、この規程に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度入学生から適用する。
- 2 平成19年3月31日以前から在学している者の教育職員免許状取得のための授業科目及び単位数については、別に定めるところによる。
- 3 平成26年度までに経済学部に入学者並びに平成27年度及び平成28年度に編入学する者に係る授業科目及び単位数は、別表の規定にかかわらず、附則別表に掲げるとおりとする。

附則別表

I 教科に関する科目

(1) 経済学科

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数	備考
社会（中一種）	日本史及び外国史	◎ 2 日本史概論Ⅰ ○ 4 日本経済史 ○ 2 日本史概論Ⅱ ○ 4 アジア近代史 ◎ 2 東洋史概論Ⅰ ○ 4 社会思想史 ○ 2 東洋史概論Ⅱ ○ 4 世界経済史 ◎ 2 西洋史概論Ⅰ ○ 2 商業史 ○ 2 西洋史概論Ⅱ ○ 2 経営史	6	◎印は必修科目 ○印は選択必修科目
	地理学（地誌を含む。）	◎ 2 人文地理学概論Ⅰ ○ 4 経済地理学 ○ 2 人文地理学概論Ⅱ ○ 2 地域論 ◎ 2 自然地理学Ⅰ ○ 2 地域政策論Ⅰ ○ 2 自然地理学Ⅱ ○ 2 地域政策論Ⅱ ◎ 2 地誌学Ⅰ ○ 2 都市環境論 ○ 2 地誌学Ⅱ ○ 2 関門地域論	6	科目の前の数字は単位数 } 印の科目
	「法律学、政治学」	◎ 4 現代法学総論 ○ 4 民法Ⅰ ○ 4 国際法 ○ 4 民法Ⅱ ○ 4 国際関係論	4	から一科目選択必修
	「社会学、経済学」	○ 2 都市社会学 ○ 2 社会調査論 ○ 2 社会学 } ○ 4 ミクロ経済学 ○ 4 経済原論 } ○ 4 マクロ経済学 ○ 4 国際経済論 ○ 4 経済学史 ○ 4 経済政策論 ○ 4 社会政策論 ○ 4 財政学 ○ 4 金融論 ○ 4 経済統計	2又は4	
	「哲学、倫理学、宗教学」	○ 2 哲学概論Ⅰ } ○ 2 哲学概論Ⅱ ○ 2 倫理学概論Ⅰ } ○ 2 倫理学概論Ⅱ	2	
計			20又は22	

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数	備考
地理歴史（高一種）	日本史	◎ 2 日本史概論Ⅰ ○ 2 商業史 ○ 2 日本史概論Ⅱ ○ 2 経営史 ○ 4 日本経済史	2	◎印は必修科目 ○印は選択必修科目 科目の前の数字は単位数
	外国史	◎ 2 東洋史概論Ⅰ ◎ 2 西洋史概論Ⅰ ○ 2 東洋史概論Ⅱ ○ 2 西洋史概論Ⅱ ○ 4 アジア近代史 ○ 4 社会思想史 ○ 4 世界経済史	4	
	人文地理学及び自然地理学	◎ 2 人文地理学概論Ⅰ ○ 2 地域論 ○ 2 人文地理学概論Ⅱ ○ 2 地域政策論Ⅰ ◎ 2 自然地理学Ⅰ ○ 2 地域政策論Ⅱ ○ 2 自然地理学Ⅱ ○ 2 都市環境論 ○ 4 経済地理学 ○ 2 関門地域論	4	
	地誌	◎ 2 地誌学Ⅰ ○ 2 地誌学Ⅱ	2	
計			20	

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数	備考
公民（高一種）	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	◎ 4 現代法学総論 ◎ 4 国際法 ○ 4 民法Ⅰ ○ 4 民法Ⅱ ○ 4 国際関係論	8	◎印は必修科目
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	◎ 4 経済原論 ○ 4 ミクロ経済学 ○ 4 マクロ経済学 ◎ 4 国際経済論 ◎ 2 社会学 ○ 2 都市社会学 ○ 2 社会調査論 ○ 4 経済学史 ○ 4 経済政策論 ○ 4 社会政策論 ○ 4 財政学 ○ 4 金融論 ○ 4 経済統計 ○ 2 国際会計	10	○印は選択必修科目 科目の前の数字は単位数
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○ 2 哲学概論Ⅰ } ○ 2 哲学概論Ⅱ ○ 2 倫理学概論Ⅰ } ○ 2 倫理学概論Ⅱ	2	} 印の科目から一科目選択必修
計			20	

(2) 国際商学科

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数	備考
商業 (高一種)	商業の関係科目	◎4 商学総論 ○4 マーケティング論 ○2 流通論 ○2 サービス経済論 ○4 貿易論 ○2 交通論 ○2 保険論 ○2 証券論 ○2 流通政策Ⅰ ○2 流通政策Ⅱ ○4 経営学総論 ○4 経営管理論 ○2 管理科学Ⅰ ○2 管理科学Ⅱ ○4 情報システム論 ○2 プログラミングⅠ ○2 プログラミングⅡ ○2 データ処理 ○2 データベース ○4 簿記原理Ⅰ ○4 会計学原理 ○4 原価計算論 ○2 貿易実務Ⅰ ○2 貿易実務Ⅱ ○2 商業英語Ⅰ ○2 商業英語Ⅱ ○2 国際会計 ○4 商法Ⅰ ○4 商法Ⅱ ○4 金融論 ○2 商業史 ○2 経営史	18	◎印は必修科目 ○印は選択必修科目 科目の前の数字は単位数
	職業指導	◎2 職業指導	2	
計			20	

(3) 公共マネジメント学科

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数	備考
社会 会 (中 一 種)	日本史及び外国史	◎ 2 日本史概論 I ○ 2 日本史概論 II ◎ 2 東洋史概論 I ○ 2 東洋史概論 II ◎ 2 西洋史概論 I ○ 2 西洋史概論 II	6	◎印は必修科目
	地理学（地誌を含む。）	◎ 2 人文地理学概論 I ○ 2 人文地理学概論 II ◎ 2 地誌学 I ○ 2 地誌学 II ○ 2 地域論 ○ 4 経済地理学	4	○印は選択必修科目
	「法律学、政治学」	◎ 4 現代法学総論 ○ 4 民法 I ○ 4 国際法 ○ 4 民法 II ○ 4 国際関係論	4	科目の前の数字は単位数
	「社会学、経済学」	○ 2 都市社会学 ○ 2 公共マネジメント論 ◎ 2 社会学 ○ 2 地域経済史 ◎ 2 公共経済学 ○ 2 地域産業論 ○ 4 国際経済法 ○ 2 農村社会学 ○ 2 地域問題論 ○ 2 環境マネジメント ○ 2 非営利組織論 ○ 2 非営利組織マネジメント論	4	} 印の科目から一科目選択必修
	「哲学、倫理学、宗教学」	○ 2 哲学概論 I } ○ 2 企業倫理 ○ 2 倫理学概論 I } ○ 2 人間関係論	2	
計			20	

平成27年3月31日までに修得された環境マネジメントの単位は、第4条の規定による免許状を取得するための単位に含みません。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数	備考
公 民 （ 高 一 種 ）	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」	◎ 4 現代法学総論 ◎ 4 国際法 ○ 4 国際関係論 ○ 4 民法 I ○ 4 民法 II	8	◎印は必修科目
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」	○ 2 都市社会学 ◎ 2 公共マネジメント論 ◎ 2 社会学 ○ 2 地域経済史 ◎ 2 公共経済学 ○ 2 地域産業論 ○ 4 国際経済法 ○ 2 農村社会学 ○ 2 地域問題論 ○ 2 環境マネジメント ○ 2 非営利組織論 ○ 2 非営利組織マネジメント論	6	○印は選択必修科目 科目の前の数字は単位数 } 印の科目
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	○ 2 哲学概論 I } ◎ 2 企業倫理 ○ 2 倫理学概論 I } ○ 2 人間関係論 ◎ 2 コミュニケーション心理学	6	から一科目選択必修
計			20	

平成27年3月31日までに修得された環境マネジメントの単位は、第4条の規定による免許状を取得するための単位に含みません。

II 教職に関する科目

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数	備考
社会 （ 中 一 種 ）	教職の意義等に関する科目	◎ 2 教職論	33	◎印は必修科目 科目前の数字は単位数 * 1、* 2 枠のいずれかから4単位選択必修
	教育の基礎理論に関する科目	◎ 2 教育原理 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 教育行政		
	教育課程及び指導法に関する科目	◎ 2 社会科教育法 I ◎ 2 社会科教育法 II ○ 2 公民科教育法 I } * 1 ○ 2 公民科教育法 II } ○ 2 地理歴史科教育法 I } * 2 ○ 2 地理歴史科教育法 II } ◎ 2 道德教育 ◎ 2 特別活動 ◎ 2 教育方法論		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	◎ 2 生徒指導 ◎ 2 教育相談		
	教育実習	◎ 5 教育実習（中）		
	教職実践演習	◎ 2 教職実践演習（中高）		
	計			

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数	備考
地理歴史・公民・商業（高一種）	教職の意義等に関する科目	◎ 2 教職論	25	◎印は必修科目 科目前の数字は単位数 該当教科の指導法について必修
	教育の基礎理論に関する科目	◎ 2 教育原理 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 教育行政		
	教育課程及び指導法に関する科目	◎ 2 地理歴史科教育法Ⅰ ◎ 2 地理歴史科教育法Ⅱ ◎ 2 公民科教育法Ⅰ ◎ 2 公民科教育法Ⅱ ◎ 2 商業科教育法Ⅰ ◎ 2 商業科教育法Ⅱ ◎ 2 特別活動 ◎ 2 教育方法論		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	◎ 2 生徒指導 ◎ 2 教育相談		
	教育実習	◎ 3 教育実習（高）		
	教職実践演習	◎ 2 教職実践演習（中高）		
	計			

Ⅲ 教科又は教職に関する科目

(1) 社 会 （中一種）

教育職員免許法施行規則に定める科目	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数	備考
教科又は教職に関する科目	◎ 2 介護等体験事前事後指導	8	◎印は必修科目 残りの6単位は教科に関する科目から修得すること

(2) 地理歴史・公民・商業（高一種）

教育職員免許法施行規則に定める科目	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数	備考
教科又は教職に関する科目	○ 2 介護等体験事前事後指導	16	○印は選択必修科目 下記の科目から修得して、16単位を満たすこと。 ・教科に関する科目 ・介護等体験事前事後指導

附 則（平成20年2月29日規程第8号）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。
- 2 平成20年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る教育職員免許状取得のための授業科目及び単位数については、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則（平成21年2月26日規程第6号）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。
- 2 平成21年3月31日以前から在学している者の教育職員免許状取得のための授業科目及び単位数については、別に定めるところによる。

附 則（平成21年7月21日規程第29号）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日以降に入学した者（下関市立大学学則（以下「学則」という。）第15条の規定により修業年限に通算された者、学則第23条の規定により編入学した者及び学則第24条の規定により再入学した者を除く。）以外の者であって、平成25年3月31日までに、この規程による改正前の下関市立大学教職課程履修規程別表Ⅱに規定する総合演習の単位を修得した者は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程別表Ⅱの規定にかかわらず、同表に規定する教職実践演習の単位を修得することを要しない。

附 則（平成22年7月22日規程第12号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。
- 2 平成23年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る教育職員免許状取得のための授業科目及び単位数については、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月15日規程第14号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生から適用する。
- 2 平成23年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る事項は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年12月21日規程第36号）

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日現在在学し、引き続き在学する者に係る事項は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月7日規程第1号）

- この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月21日規程第12号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日現在在学し、引き続き在学する者が取得できる免許状の種類及び教科並びに当該者が単位を修得しなければならない授業科目は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月20日規程第5号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度までに入学した者並びに平成27年度及び平成28年度に編入学する者に係る教育実習を履修するまでに修得すべき単位及び履修の方法は、この規程による改正後の下関市立大学教職課程履修規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月25日規程第4号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の別表の規定は、平成27年度に入学した者（編入学した者を除く。）、平成28年度に入学する者（編入学する者を除く。）及び平成29年度以後に入学する者に適用する。

別表

I 教科に関する科目

(1) 経済学部

(ア) 経済学科

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において 修得すべき 最低単位数
社会 (中学校教諭 一種免許状)	日本史及び外国史	◎ 2 西洋史概論 I 2 アジア経済史 2 西洋史概論 II 2 経営史 ◎ 2 東洋史概論 I 2 社会思想史 2 東洋史概論 II 2 商業史 ◎ 2 日本史概論 I 2 西洋経済史 2 日本史概論 II 2 日本経済史 2 アジア近代史	20
	地理学(地誌を含む。)	◎ 2 自然地理学 I 2 地域政策 I 2 自然地理学 II 2 地域政策 II ◎ 2 人文地理学概論 I 2 地域論 2 人文地理学概論 II ◎ 2 地誌学 I 2 経済地理学 I 2 地誌学 II 2 経済地理学 II 2 都市環境論	
	「法学、政治学」	2 憲法 I 2 国際法 2 憲法 II ◎ 2 法学総論 2 国際関係論 I 2 民法総論 2 国際関係論 II	
	「社会学、経済学」	2 金融論 I 2 財政学 I 2 金融論 II 2 財政学 II 2 経済学史 I 2 社会学 2 経済学史 II 2 社会政策 I 2 経済原論 I 2 社会政策 II 2 経済原論 II 2 社会調査論 2 経済政策 I 2 都市社会学 2 経済政策 II ◎ 2 マクロ経済学 I 2 経済統計 I 2 マクロ経済学 II 2 経済統計 II ◎ 2 ミクロ経済学 I 2 国際政治経済学 I 2 ミクロ経済学 II 2 国際政治経済学 II	
	「哲学、倫理学、宗教学」	○ 2 哲学概論 I 2 哲学概論 II ○ 2 倫理学概論 I 2 倫理学概論 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

○のついた科目の中から1科目を修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において 修得すべき 最低単位数
地理歴史 (高等学校教諭 一種免許状)	日本史	◎ 2 日本史概論 I 2 商業史 2 日本史概論 II 2 日本経済史 2 経営史	20
	外国史	◎ 2 西洋史概論 I 2 アジア近代史 2 西洋史概論 II 2 アジア経済史 ◎ 2 東洋史概論 I 2 社会思想史 2 東洋史概論 II 2 西洋経済史	
	人文地理学及び 自然地理学	◎ 2 自然地理学 I 2 経済地理学 II 2 自然地理学 II 2 地域政策 I ◎ 2 人文地理学概論 I 2 地域政策 II 2 人文地理学概論 II 2 地域論 2 経済地理学 I 2 都市環境論	
	地誌	◎ 2 地誌学 I 2 地誌学 II	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。
科目の前の数字は単位数とする。

(イ) 国際商学科

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
商業 (高等学校教諭 一種免許状)	商業の関係科目	2 会計学原理Ⅰ 2 証券論 2 会計学原理Ⅱ 2 情報システム論 2 管理科学Ⅰ 2 プログラミング 2 管理科学Ⅱ 2 貿易実務 2 経営管理論Ⅰ 2 簿記原理Ⅰ 2 経営管理論Ⅱ 2 簿記原理Ⅱ 2 原価計算論Ⅰ 2 保険論 2 原価計算論Ⅱ 2 マーケティング論Ⅰ 2 国際会計 2 マーケティング論Ⅱ 2 国際貿易論 2 流通政策 ◎ 2 商学総論 2 流通論 2 商業英語	20
	職業指導	◎ 2 職業指導	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

(ウ) 公共マネジメント学科

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会 (中学校教諭一種免許状)	日本史及び外国史	◎ 2 西洋史概論 I 2 東洋史概論 II 2 西洋史概論 II ◎ 2 日本史概論 I ◎ 2 東洋史概論 I 2 日本史概論 II	20
	地理学（地誌を含む。）	◎ 2 人文地理学概論 I 2 地域論 2 人文地理学概論 II ◎ 2 地誌学 I 2 経済地理学 I 2 地誌学 II 2 経済地理学 II	
	「法律学、政治学」	2 行政学 2 国際法 2 現代政治学 ◎ 2 法学総論 2 憲法 I 2 民法総論 2 憲法 II	
	「社会学、経済学」	2 環境マネジメント 2 地域問題論 2 公共経済学 2 都市計画論 2 公共マネジメント論 2 都市社会学 ◎ 2 社会学 2 農村社会学 2 社会保障論 2 非営利組織マネジメント論 2 地域福祉論 2 非営利組織論	
	「哲学、倫理学、宗教学」	○ 2 哲学概論 I 2 企業倫理 ○ 2 倫理学概論 I 2 人間関係論	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。
 ○のついた科目の中から1科目を修得しなければならない。
 科目の前の数字は単位数とする。

(2) 経済学研究科

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会 (中学校教諭 専修免許状)	教科に関する科目	2 ミクロ経済研究Ⅰ 2 ミクロ経済研究Ⅱ 2 経済学史研究Ⅰ 2 経済学史研究Ⅱ 2 地域社会研究Ⅰ 2 地域社会研究Ⅱ 2 農村社会研究Ⅰ 2 農村社会研究Ⅱ 2 地域福祉システム研究 2 社会保障研究 2 水産経済研究 2 地域産業研究 2 労働経済研究Ⅰ 2 労働経済研究Ⅱ 2 西洋思想研究 2 倫理学研究 2 国際金融研究Ⅰ 2 国際金融研究Ⅱ 2 アジア近代史研究Ⅰ 2 アジア近代史研究Ⅱ	24

上記免許状の資格取得にあたっては、基礎資格として、既に当該免許教科の一種免許状の所要資格を有していることを必要とする。

備考 科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
公民（高等学校教諭 専修免許状）	教科に関する科目	2 ミクロ経済研究Ⅰ 2 ミクロ経済研究Ⅱ 2 経済学史研究Ⅰ 2 経済学史研究Ⅱ 2 地域社会研究Ⅰ 2 地域社会研究Ⅱ 2 農村社会研究Ⅰ 2 農村社会研究Ⅱ 2 地域福祉システム研究 2 社会保障研究 2 水産経済研究 2 地域産業研究 2 社会病理研究Ⅰ 2 社会病理研究Ⅱ 2 労働経済研究Ⅰ 2 労働経済研究Ⅱ 2 西洋思想研究 2 倫理学研究 2 国際金融研究Ⅰ 2 国際金融研究Ⅱ	24

上記免許状の資格取得にあたっては、基礎資格として、既に当該免許教科の一種免許状の所要資格を有していることを必要とする。

備考 科目の前の数字は単位数とする。

II 教職に関する科目

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会 (中学校教諭 一種免許状)	教職の意義等に関する科目	◎ 2 教職論	3 3
	教育の基礎理論に関する科目	◎ 2 教育原理 ◎ 2 教育心理学 ◎ 2 教育行政	
	教育課程及び指導法に関する科目	◎ 2 社会科・公民科教育法 I ◎ 2 社会科・公民科教育法 II ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 I ◎ 2 社会科・地理歴史科教育法 II ◎ 2 道德教育 ◎ 2 特別活動 ◎ 2 教育方法論	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	◎ 2 生徒指導 ◎ 2 教育相談	
	教育実習	◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I ◎ 2 教育実習 II	
	教職実践演習	◎ 2 教職実践演習 (中高)	

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。
科目の前の数字は単位数とする。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数	
地理歴史・公民・商業（高等学校教諭一種免許状）	教職の意義等に関する科目	◎ 2 教職論	25	
	教育の基礎理論に関する科目	◎ 2 教育原理		
		◎ 2 教育心理学 ◎ 2 教育行政		
	教育課程及び指導法に関する科目	○ 2 社会科・公民科教育法 I ○ 2 社会科・公民科教育法 II ○ 2 社会科・地理歴史科教育法 I ○ 2 社会科・地理歴史科教育法 II ○ 2 商業科教育法 I ○ 2 商業科教育法 II ◎ 2 特別活動 ◎ 2 教育方法論		
		生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		◎ 2 生徒指導 ◎ 2 教育相談
		教育実習		◎ 1 教育実習事前・事後指導 ◎ 2 教育実習 I 2 教育実習 II
		教職実践演習		◎ 2 教職実践演習（中高）

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

○のついた科目のうち、取得しようとする免許状の教科の教育法 I 及び II の単位を修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

Ⅲ 教科又は教職に関する科目

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
社会 一種(中学校教諭)	教科又は教職に関する科目	◎ 2 介護等体験実習 ○ 1 教職ボランティア実習 A ○ 1 教職ボランティア実習 B ○ 1 教職ボランティア実習 C ○ 1 教職ボランティア実習 D	8 ※

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

○のついた科目の中から1科目を修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

※「教科に関する科目」もしくは「教職に関する科目」のうち最低修得単位数を超えて履修した単位については、教科又は教職に関する科目の単位となる。

免許教科	教育職員免許法施行規則に定める科目区分	本学における授業科目	本学において修得すべき最低単位数
(高等学校教諭 一種免許状) 地理歴史・公民・商業	教科又は教職に関する科目	2 介護等体験実習 2 道徳教育 ○ 1 教職ボランティア実習 A ○ 1 教職ボランティア実習 B ○ 1 教職ボランティア実習 C ○ 1 教職ボランティア実習 D	16 ※

備考 ○のついた科目の中から1科目を修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。

※「教科に関する科目」もしくは「教職に関する科目」のうち最低修得単位数を超えて履修した単位については、教科又は教職に関する科目の単位となる。

IV 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則 に定める科目区分	本学における授業科目	本学において 修得すべき 最低単位数
日本国憲法	◎2 憲法 I	2
体育	◎1 スポーツ実践A ◎2 健康科学	3
外国語コミュニケーション	1 英語実習 a～f 1 中国語実習a～f 1 朝鮮語実習a～f	2
情報機器の操作	○2 コンピュータ活用 I ○2 コンピュータ活用 II	2

備考 ◎のついた科目は必ず修得しなければならない。

○のついた科目の中から1科目を修得しなければならない。

外国語コミュニケーションの科目については、1つの外国語の中から2単位修得しなければならない。

科目の前の数字は単位数とする。